

会 議 録

会 議 名	令和 6 年度瑞穂町都市計画審議会（第 3 回）
日 時	令和 6 年 11 月 7 日（木）午後 1 時 15 分～3 時 23 分
場 所	庁舎 2 階 会議室 2-1、2-2
出 席 者	会 長 小野正彦 委 員 田中和義、天野紀子、上野勝、大坪国広、小川龍美、古宮郁夫、大野智永、福留一彦（中村秀和委員[福生消防署長]の代理） 事務局等 横沢都市整備部長、鳥海都市計画課長、長門交通政策モノレール推進課長、岡田下水道課長、古川計画・住宅係長、関場モノレール推進係長、徳田計画・住宅係主事、吉崎計画・住宅係主事
欠 席 者	下澤章夫、高木淳
会議内容	議 事 諮問第 1 号 立川都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第 1 号線）の変更及び福生都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第 1 号線）の決定に係る意見照会について 諮問第 2 号 立川都市計画道路及び福生都市計画道路の変更に係る意見照会について （継続審議）諮問第 1 号 瑞穂町立地適正化計画の策定について 報告事項 (1)多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画（案）について (2)令和 6 年度瑞穂町都市計画関連事業について
傍 聴 者	5 名
配布資料	別紙のとおり
会 議 内 容	

1 開 会

〔横沢都市整備部長〕

ただいまから令和 6 年度瑞穂町都市計画審議会第 3 回を開催いたします。現在の委員数 11 名中、本日出席の委員は 8 名です。なお 8 月の人事異動により、福生警察署長の菊地委員から高木委員に変更になっておりますが、高木委員におかれましては本日欠席です。下澤委員におかれましても欠席という連絡をいただいております。また、大坪委員は遅参されるということで連絡をいただいております。また、

福生消防署長の中村委員におかれましては、公務のため、本日は福留予防課長に代理出席をしていただいております。

瑞穂町都市計画審議会条例第 5 条第 2 項により、2 分の 1 以上の出席をいただいておりますので、本日の審議会は成立いたします。

2 挨拶

[杉浦町長] . . . 町長挨拶省略 . . .

3 諮問

[横沢都市整備部長]

次に、次第 3 諮問です。諮問事項について町長から会長へ諮問書をお渡しします。

[杉浦町長] . . . 諮問書読み上げ後、小野会長受領。 . . .

[横沢都市整備部長]

ここで、杉浦町長におかれましては、他の公務の都合により退席させていただきます。これより先の議事進行につきましては、小野会長にお願いいたします。

4 議事

[小野会長]

それでは、4 議事に入ります。諮問第 1 号及び第 2 号については多摩都市モノレール延伸に伴う関連事項となります。事務局からまず全体的な説明をしていただき、引き続き、諮問第 1 号「立川都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第 1 号線）の変更及び福生都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第 1 号線）の決定に係る意見照会について」説明をお願いいたします。

[長門交通政策モノレール推進課長]

ご説明いたします。ただいま会長からご説明がありましたとおり、諮問第 1 号及び第 2 号は関連する内容であることから、概要をご説明したのち、それぞれの内容をご説明します。こちらの両諮問については、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸に伴うものです。

まず、多摩都市モノレール延伸事業について簡単にご説明します。今回延伸する区間は、多摩都市モノレールの終点の上北台駅が位置する東大和市上北台一丁目から、武蔵村山市を通過し、JR 箱根ヶ崎駅が位置する西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山までの延長約 7.0 km です。計画区域には 7 か所の駅を整備する計画です。今回の多摩都市モノレール延伸は、平成 28 年 4 月の交通政策審議会答申第 198 号で「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」と示されて

おり、「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者などにおいて具体的な調整を進めるべき」とされました。また、東京都が令和 5 年 1 月に策定した「「未来の東京」戦略」Version up 2023」において、多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸は、国際競争力を高め、陸海空の都市基盤を整備する事業のひとつに位置付けており、2030 年代半ばの開業に向け、事業化に向けた手続を着実に実施していくこととしております。この計画の実施により、瑞穂町から多摩センター駅までが直通し、多摩地域の公共交通ネットワークが強化されます。また、沿線だけでなく多摩地域全体の活力や魅力の向上などが期待されます。本件に関しては、令和 4 年 10 月に都市計画素案説明会、令和 5 年 12 月には都市計画案及び環境影響評価書案についての説明会を実施しました。

それでは、諮問第 1 号「立川都市計画都市高速鉄道都市モノレール 1 号線の変更及び福生都市計画都市高速鉄道都市モノレール第 1 号線の決定に係る意見照会について」説明します。こちらは多摩都市モノレール事業の都市計画決定に関するものです。

1 ページ目の総括図をご覧ください。多摩都市モノレールは、阿豆佐味天神社入口交差点付近を境に都市計画区域が変更になるため、都市高速鉄道としての名称は 2 つに分かれます。多摩都市モノレールの箱根ヶ崎方面延伸については、構造形式は嵩上式で、駅施設は、仮称 No.1 駅から仮称 No.7 駅までを計画し、ホーム延長は全駅で 66m、ホーム幅員は、仮称 No.1 駅から仮称 No.6 駅が約 8.5m、仮称 No.7 駅が約 8m となります。

続きまして、2 ページから 11 ページにかけては計画図となっております。本諮問は、町域に係る部分を対象としていますが、参考のため全体をご説明します。まずは、立川都市計画都市高速鉄道についてですが、2 ページのすでに開業している上北台駅の東大和市上北台一丁目から、新青梅街道の中央部を通りながら、武蔵村山市域を通過しながら、5 つの駅が設置され、8 ページの瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添に至ります。

続いて、福生都市計画都市高速鉄道についてです。9 ページの計画図から 10 ページの計画図 2 にかけて、新青梅街道の中央部を通ります。また、大字武蔵付近に仮称 No. 6 駅が設置されます。同ページの計画図 2 の左側において、箱根ヶ崎アンダーパス付近ではアンダーパスの構造物等を避けて北側を通過します。

そして、11 ページの計画図 3 ですが、都道 166 号付近では東側を通過することとしています。

12 ページから 15 ページについては、計画書となります。12 ページは立川都市計画都市高速鉄道に関する計画書です。変更理由については、東大和市上北台一丁目から瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添までの延長約 5.2 km の区間について都市モノレール第 1 号線を追加するものです。

15 ページをご覧ください。福生都市計画都市高速鉄道についてですが、「1. 線

路部分」については、都市モノレール第 1 号線を、起点を瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添、終点を瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山として、延長を 1,780m、構造形式は嵩上式、線路路線数は 2 となります。「2. 主要施設」については、仮称 No.6 駅については、位置を瑞穂町大字武蔵として約 1,200 m²となり、仮称 No.7 駅については、瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山として約 2,000 m²となります。いずれも多摩地域の公共交通を充実させ、地域の有機的結合を図り、都市生活の利便性の向上及び沿線市街地の一体的なまちづくりの推進等を図るものです。また、本事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断しています。

審議会への諮問理由についてですが、東京都からの照会文書「立川都市計画都市高速鉄道、都市モノレール 1 号線の変更及び福生都市計画都市高速鉄道都市モノレール第 1 号線の決定について（照会）」に基づき、瑞穂町原案を作成するためのもので、本日の審議会での結果を令和 7 年 1 月 14 日までに東京都へ報告します。なお、昨年令和 5 年 12 月 14 日から同月 28 日まで縦覧及び意見募集を行いました。瑞穂町においては、意見書の提出はありませんでした。説明は以上となります。

[小野会長]

事務局からの説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

[上野委員]

教えていただきたいことがあります。11 ページで都道 166 号線に沿って箱根ヶ崎駅のところに仮称 No.7 駅ができるかと思うんですが、この多摩都市モノレールの延伸について今あきる野市で促進の準備会とか協議会ができています。この都道 166 号線に沿って駅をつくった場合、この先の延伸というのは考えずにこの位置の設定ということなのか、それともそういうことも含んでこの駅の設定になっているのか、教えていただければと思います。

[長門交通政策モノレール推進課長]

あきる野方面への延伸について、今回、箱根ヶ崎方面に延伸するということのひとつの大きな前提となっているのが、国の交通政策審議会の答申によって位置付けが与えられたということです。そういう意味では、今現在あきる野方面の延伸の計画があるかないかと申しますとありませんということになります。

一方で過去にモノレールの全体の大きな構想を造った時には、瑞穂町から羽村市の方を回ってあきる野市に至る路線というのは昔の構想としてはございます。もちろんこの構想が「やりましょう」という形に至るまでにはかなり大きなハードルはありますが、構想としてはそういった線がございます。今後こういったさらなる延伸が実現するかどうかは、もちろん、交通政策審議会で答申に位置付けられるとい

うのが大きいですが、そのためには収支採算性や費用対効果など様々な課題があると認識しています。

今回この箱根ヶ崎駅の前に新たな駅が設置されますが、構造上はこの先の延伸が可能にはなっています。その際には八高線を途中で横断して羽村方面に向かうようなルートが設定されるものと思いますが、こちらでも導入空間なども含めて様々な課題があるところです。

[小野会長]

今の上野委員からのご質問は、本諮問に関するご意見ではなくてよろしいですね。

ほかにごいませんか。ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。お諮りいたします。諮問第1号「立川都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第1号線）の変更及び福生都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第1号線）の決定に係る意見照会について」に対し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[全委員]

異議なし。

[小野会長]

ご異議なしと認め、諮問第1号「立川都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第1号線）の変更及び福生都市計画都市高速鉄道（都市モノレール第1号線）の決定に係る意見照会について」は、原案のとおり決定することに異議なしとして答申いたします。

続いて、諮問第2号「立川都市計画道路及び福生都市計画道路の変更に係る意見照会について」事務局から説明をお願いいたします。

[長門交通政策モノレール推進課長]

ご説明いたします。こちらは新青梅街道、都道166号及びモノレール専用道路となる特殊街路に関する内容となります。こちらの内容については、多摩都市モノレール延伸に伴い特殊街路の整備及び新青梅街道、都道166号線の一部区域の変更及び一部幅員の変更をするものです。なお、こちらについても阿豆佐味天神社入口交差点付近を境に都市計画区域が変更になるため、新青梅街道に関しては、立川都市計画道路3・2・4号新青梅街道線と福生都市計画道路3・4・4号新青梅街道線となります。また、特殊街路についても立川都市計画道路9・6・1号多摩南北線と福生都市計画道路9・6・1号多摩南北線となります。

まず、1ページから2ページについては、立川都市計画区域の総括図になります。

続いて、3ページが福生都市計画区域の総括図になります。

詳細については、計画図となります。立川都市計画区域は、4ページから10ペ

ーじになり、立川都市計画道路 3・2・4 号新青梅街道線については、仮称 No. 3 駅を除いて仮称 No. 1 駅から仮称 No. 5 の各駅の各部分について、既定計画幅員が 30m から 37m に変更になります。仮称 No. 3 駅については、既定計画幅員 30m を 33.5m に拡幅します。

続いて、特殊街路である立川都市計画道路 9・6・1 号多摩南北線については、終点が東大和市上北台一丁目でしたが、瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添までとなり、延長については、変更前が約 7,170m であったものが約 5.2km 延伸され、約 12,140m とするものです。また、幅員は一般部が 8m、仮称 No. 1 駅から仮称 No. 5 駅、ただしこの後説明する仮称 No. 6 駅も同様ですが、設置部が 18m です。

福生都市計画区域については 11 ページから 13 ページになります。11 ページから 12 ページにかけてご覧ください。福生都市計画道路 3・4・4 号新青梅街道線については、12 ページにおいては仮称 No. 6 駅の設置、12 ページから 13 ページにおいてはアンダーパスの北側をモノレールの走行空間となるため、瑞穂町大字武蔵から瑞穂町大字箱根ヶ崎字日光海道西の延長約 280m について、規定計画幅員を 30m～32m だったものを、駅の設置に伴い 30m～39.5m に変更するものです。

13 ページをご覧ください。福生都市計画道路 3・4・10 号線東京環状線については、瑞穂町大字箱根ヶ崎字日光海道西から大字箱根ヶ崎字狭山に約 280m について、規定計画幅員が 20m であったものを 35.5m に変更するものです。福生都市計画道路 9・6・1 号多摩南北線の幅員は一般部が 8m、仮称 No. 1 駅から仮称 No. 5 駅までと同様に、仮称 No. 6 駅までの設置部が 18m、仮称 No. 7 駅設置部が 17.5m、また、モノレールの線路を切り替える分岐器と呼ばれるものが設置される個所については 12m です。

14 ページから 18 ページについては、計画書となります。14 ページの立川都市計画道路 3・2・4 号新青梅街道線については、モノレール新駅の設置に伴い、規定計画幅員が仮称 No. 3 駅を除いて仮称 No. 1 駅から No. 5 の各駅の各部分について、30m から 37m に変更になり、No. 3 駅については既定計画幅員 30m を 33.5m に拡幅することから、各新駅設置付近の区域を一部変更するものです。

15 ページについては、特殊街路である立川都市計画道路 9・6・1 号多摩南北線について、これまでの終点は東大和市上北台一丁目でしたが、瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添に変更するとともに、延長については変更前が約 7,170m であったものが約 5.2km 延伸され、約 12,400m に変更するものです。

16 ページについては、福生都市計画区域内の特殊街路である、福生都市計画道路 9・6・1 号多摩南北線について、瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添から瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山までの間の約 1,780m、規定計画幅員 8m を新たに都市計画決定行うものです。

17 ページから 18 ページについては、福生都市計画道路 3・4・4 号新青梅街道線、福生都市計画区域内の新青梅街道についてですが、駅設置部等について一部区域の

変更を行い、また、駅設置等の関係から 39.5m まで最大規定計画幅員に変更するものです。また、福生都市計画道路 3・4・10 号東京環状線、これは都道 166 号線ですが、新青梅街道から箱根ヶ崎駅方面へ向かい、No.7 駅までの間の規定計画幅員を 35.5m とするものです。いずれも、モノレール整備事業との整合を図るとともに、交通の円滑化及び健全な市街地の発展を図るため、変更するものです。

審議会への諮問理由についてですが、諮問第 1 号と同様、東京都からの照会文書「立川都市計画道路及び福生都市計画都市計画道路の変更について（照会）」に基づき、瑞穂町原案を作成するためのもので、本日の審議会での結果を、令和 7 年 1 月 14 日までに東京都へ報告します。なお、昨年、令和 5 年 12 月 14 日から同月 28 日まで縦覧及び意見募集を行いましたが、こちら、瑞穂町においては、意見書の提出はありませんでした。説明は以上となります。

[小野会長]

事務局からの説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。お諮りいたします。諮問第 2 号「立川都市計画道路及び福生都市計画道路の変更に係る意見照会について」に対し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[全委員]

異議なし。

[小野会長]

ご異議なしと認め、諮問第 2 号「立川都市計画道路及び福生都市計画道路の変更に係る意見照会について」は、原案のとおり決定することに異議なしとして答申いたします。

次に、（継続審議）諮問第 1 号「瑞穂町立地適正化計画の策定について」、初めに、（継続審議）諮問第 1 号資料 1-1「前回からの修正・更新箇所について」事務局から説明をお願いいたします。

[鳥海都市計画課長]

それでは説明します。（継続審議）諮問第 1 号資料 1 をご覧ください。「1 前回の資料からの主な修正・更新箇所」について、順番に説明いたします。資料 2 の素案と合わせてご覧ください。

まず、素案の 11 ページですが、関連計画に「瑞穂町公共施設 個別施設計画」を追加しました。

次に 19 ページです。人口密度の図ですが、これまで平成 27 年のものを記載していましたが、令和 2 年のものに更新しました。19 ページのほか、関連する全ての

ページについても更新しています。また、この人口密度の更新に伴い、各現状分析において、人口カバー率を更新しています。さらに、各施設等の分布図をもとに、瑞穂町の現状について、文言を追記しています。

次に 22 ページをご覧ください。図は、バス停とバス路線の状況になります。ここでは、バスの運行本数によってカバーエリアの色分けをしました。1 日の運行本数が 30 本以上の路線は紫色に、30 本未満の路線は水色に色を分けました。なお、西武バスの小手指駅行きの路線については、今年度で廃止されることから、この図から削除しました。

26 ページをご覧ください。教育施設の分布図です。小学校、中学校でカバーエリアの色分けをしました。

28 ページをご覧ください。商業施設の分布図です。コンビニエンスストアとその他の商業施設でカバーエリアの色分けをしました。

38 ページをご覧ください。地区別将来人口図ですが、比較対象となる下の小さな図を平成 27 年のものから令和 2 年のものに変更しました。

42 ページをご覧ください。下段に「3. 広域連携の考え方」を追記しました。

51 ページをご覧ください。都市機能誘導区域ですが、役場の北側にスカイホール、図書館、子育て支援センターといった都市機能施設があることから、区域界を広げました。

54 ページをご覧ください。都市機能誘導区域界を広げたことに伴い、表中の子育て支援センター、文化ホール、図書館を誘導施設の対象とし、「維持型（●）」に変更しました。なお、表中の地域包括支援センターは、当初、誘導施設の対象で「誘導型（■）」としていましたが、現在、町の東西に 1 か所ずつあることから、「都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地を図ることが望ましい。」との考えから、誘導施設の対象外に変更しました。また、今回、保健センターを新たに誘導施設として追加しています。さらに、誘導施設の対象外となる施設については、考え方の文言を整理しています。これまで、「分散的な立地を図るものとし、都市機能誘導区域内への誘導を行わない。」としていましたが、「誘導を行わない」という文言が、施設を立地させないという意味合いにとらえられる可能性があり、誤解を招く恐れがあるため、「都市機能誘導区域に限定せず、地域全体に分散して立地を図ることが望ましい。」という文言に変更しました。

57 ページをご覧ください。「(3) 公共交通便利地域（バス）」ですが、西武バスの小手指駅行きバス路線の廃止に伴い、カバー圏域を変更しています。

63 ページをご覧ください。居住誘導区域図ですが、居住誘導区域を変更しました。北部の工業地域について、住宅の立地が多いエリアは区域として残し、その他の工場や倉庫が立地しているエリアは区域外としました。都道、町道、用途境を区域界の根拠としています。また、図に土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を追記しました。居住誘導区域内のレッドゾーンは、居住誘導区域から除くことになり

ます。

66 ページをご覧ください。居住誘導区域図、都市機能誘導区域図になります。先に説明したとおり、それぞれの区域を改めました。また、面積の数値も更新しています。

以上が前回の都市計画審議会でお示した素案からの修正および更新箇所になります。

[小野会長]

事務局からの説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

[古宮委員]

63 ページの居住誘導区域についてうかがいます。工業地域等であってもすでに住宅が張りついているところはそのまま残すというようなことだと思いますが、二本木の字名でいうと杉並のドラッグストアの裏側のあたりにはかなり住宅が張りついているよう状況です。そこは現状住宅があったとしても、区域指定はしないということなののでしょうか。

また、22 ページのバス路線の状況という中、57 ページに「(3) 公共交通便利地域」ということで色づけがされています。22 ページのこの中央部の上の方の水色の丸がありますが、そこから L 字型で上に緑色で路線が出ている路線があります。このバスの本数について、私が持っている資料で言わせていただきますと、これは今年 8 月に改正があったものですが、この路線ですと小手指駅行が朝の 5 時に 1 本だけです。それから逆の金子駅へ行くバスが夜の 7 時台から 8 時、10 時と 1 本ずつ。小手指駅行は早朝の 5 時 34 分に 1 本出ているだけで、こういった状況が交通の便利地域という解釈ができるのかどうかと思います。西多摩農協元狭山支店の前を通る路線がありますが、これも朝の 6 時、7 時台に 1 本ずつ、それから午後 4 時と 7 時に 1 本ずつということで、1 日 4 本だけです。入間市駅行も箱根ヶ崎駅行も同じ本数になっているのだらうと思います。こういった状況が、公共交通便利地域という表現で地域指定されることがどうなのかなと思いましたので、ご説明いただければと思います。以上です。

[鳥海都市計画課長]

まず、1 点目の居住誘導区域の都道 179 号線の北側部分の考え方についてです。確かに、現に住居が張りついているという事実はあります。この先の説明にも繋がりますが、この計画を立てるにあたり、防災の観点から総合的に判断する材料として、資料 81 ページに掲載した「瑞穂町防災ハザードマップ」を参考としています。こちらには、過去の水害被害に遭った実績を表記しています。こちらを反映し、今回この地域については居住誘導区域から外しました。

続いて2点目についてお答えします。委員おっしゃられたように、実際の本数が少ないバス路線も今ここにカウントしています。60ページをご覧ください、こちらに各項目の重ね合わせというものがございます。これはその前のページの各項目、バス路線や鉄道、人口密度、諸施設等の関係を重ね合わせた図になります。これは、この色分けによって居住誘導区域を選定するひとつの指標ということに繋がっています。それで先ほどのバス路線をそこに取り入れています、「公共交通便利地域」の「便利」という表記については、今お話を聞き、確かにそれが一般的に通る話なのかどうか検討させていただければと思います。

もう1点、今ご指摘いただきました57ページの「(3) 公共交通便利地域(バス)」の図になりますが、今作業をひとつ進めているところがございます。大変申し訳ありません、今回の都市計画審議会に間に合いませんでしたが、コミュニティバスの路線をこの図に示し、また、先ほど説明させていただいた60ページにも重ね合わせることを今想定しています。以上です。

[古宮委員]

1点目について、過去にあの辺は水が出たのですが、ちょうどそれが東西に走る町道がありますがそこを境にして、鋳物工場があります。コンビニがあって広い敷地の工場があって、その敷地までの堺までが、確か過去に水の被害があった場所で、住宅地域その東側の地域が多分住宅地域になっているのかなと自分ではとらえています。多分水色の部分は、そこで道路境で分かれていると思います。道路境で西と東で工場が建っているところと、住宅になっているところで分かれています、そんな状況だったのかなと思ったので、そこはまたちょっと確認させていただいてそこにまた掲載があるようであれば、そのところはそういうことで、了解できるんですけども。2点目についても了解しました。

[小川委員]

資料1の中の資料2の54ページの説明についてうかがいます。一部の施設を誘導型から維持型に変更されている施設があり、その前のページには維持型の考え方と誘導型の考え方のご説明がございます。これは維持型に変更されて適切なのかなと思いますが、前回誘導型になっていたのがなぜなのか。それで今回、誘導型から維持型に変更されたということについて、改めてご説明をいただければと思います。

2点目は28ページ商業施設の表示についてうかがいます。水色の四角いマークが「商業施設 ホームセンター、スーパーマーケット」となっていて3ヶ所ありますが、左、中、右のうち、中の施設が何なのかをお聞きします。以上2点お願いします。

[鳥海都市計画課長]

1 点目について、前回誘導型であったものが今回維持型に変わったというところで、具体的には先ほど説明の中でも少し触れましたが、子育て支援センター、文化ホール、図書館がご指摘いただいたところに該当します。こちらは、この都市計画審議会とは別の組織である庁内の検討会や策定委員会において、各部署からいただいた意見を反映した形で、都市機能誘導施設の枠組みの中に今あるものでさらに今後更新するにあたってそのままその区域の中に維持していくものとして、いただいた意見を反映しました。

2 点目について、これは新青梅街道沿いのドラッグストアです。1,000 m²以上の商業施設に該当するため表記しています。

[小川委員]

そうしますと1点目は、名称として、機能的にはもともと維持型で表記されているところは、もともとその場所に維持するという施設であったけれども名称を維持型に変えた、誘導はしないということを決定したっていうか、もともとそういうものであったという施設ということではよろしいのか、ちょっとそこら辺の言葉の、誘導型から維持型っていう表記に変わったその根拠をお聞かせください。

それから2点目ですが、この説明を見ますと、これは1,000 m²未満と1,000 m²以上という分け方であり、要するにスーパーマーケットとかドラッグストアというお店の種類ではなく、あくまでも面積で商業施設を分類されているということではよろしいですか。

[鳥海都市計画課長]

1 点目についてです。資料 51 ページをお開きいただき、北側に少し出っ張っている赤の斜線部分、これがスカイホールや図書館がある地域になります。今までこの部分については、都市機能誘導区域として定めていみせんでしたが、庁内の各委員会の中から意見が挙がり、事務局でも精査をかけ、この部分を都市機能誘導区域として設定を考えているところになります。そうなりますと今現在その中に存在していますので、今後もし改修等があった場合でもこの赤の斜線部内の都市機能誘導区域内に収めるように、緩やかな誘導をしていきたいと思いますという考え方が1点目の話になります。

2 点目については、委員おっしゃるとおり面積要件が理由になります。

[小野会長]

今お話のあった 28 ページの四角い枠の中で、一番下段の青い四角ところには「スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター等」と「等」という表記が入っているので、小川委員がご指摘された部分も商業施設名を断定しないで「等」という文言を付け加えるだけで、大分違ってくるのではと思います。

[上野委員]

57～60 ページの居住誘導区域の候補区域の選定について、現状の都市計画区域の中でこの立地適正化計画を策定するということが前提だと思いますが、私はこの中の一番白が多いところに居住してしまして、ここには介護福祉施設と障害者福祉施設があるだけです。あとは教育施設もどうして私の地域の方まで色がつくのかわかりませんが、小学校ひとつだけです。商業施設はコンビニが1件2件あるだけ、文化施設も全くないのに色がついています。とにかく、私どもの地域は町の施設等は合併して以来 57 年間一切ありません。ひとつあるとしたら下水道のポンプ場があるだけで、これも逆に言えば迷惑施設の典型です。市街化区域に入っていなければ、いろんな施設の恩恵にあずかれないで人口は減る一方、夢も希望もない。先ほど町長から自動操縦の新しい交通システムを都内で3番目に導入するという話を聞きましたが、ここで隣の入間市の宮寺小学校の廃校が決まりました。120 何年の歴史がある小学校が消えます。元狭山地域も第三小学校は今年初めて1クラスになりました。我々の頃は1学年に100人以上いたのが今は1クラスです。家は建っているのに人口は減っているというのは、結局若い人達が定住していなくて、元狭山地域、特に我々のところは建売住宅等が安くて、2,000 万円台で新築の建売住宅が駐車場2台付きで買えるということだけで来ているだけです。高額所得の人は引っ越してこないです。こんなこと言って大変申し訳ないんですけど。

商業施設ができる措置もないですし、新しく始まったデマンド交通もうちも停留所のひとつになっていますが使った人を聞いた覚えがないです。都市計画マスタープランの中では国道16号沿道地区という指定もありましたけど、今回の計画にはそういうことは全く消えていて、せっかく巨額な投資をして新しいバイパスを造って、まさしく都市計画道路ですけど、その沿道がペンペン草が生えている農地のまま放っておくという、町にとってもお金も絶対入れられない。それから、もちろんそのいろんな企業ができませんから、住民税、所得税、固定資産税含めて、せっかく町にとってにぎわいをもたらせるであろうプラスの効果があるのに決まっていなままこの計画が立っていて、私どもの町内はあと10年もすると半分近くになります。都道179号線はうちの地区のところだけ都市計画道路になっていないので歩道もない。そういうことをいろいろ考えた上で、やっぱりもうちょっと各地域に住んでいて、ある程度不便はしょうがないんですけど、少しは子ども達や孫達がここに住んでいてよかったなと思える地域にする方向で考えていただかないと、今のところは本当に夢も希望もない。農業で頑張ってくださいと言っても、農業だけで暮らしている人はもう瑞穂で10人を切りました。農業だけで食べていくのは無理なので。今瑞穂で頑張っている人を含めてちゃんと焦点を当ててやっていかないと。埼玉県だと金子地区も市街化区域に編入して、区画整理をするという話が始まりました。あれだけ巨額な国の農業関係の資本をかけたところが、市街化に編入して、

青梅インターの北側と一緒に進むって話も聞いています。今回の計画には入らないとは思いますが、そういう考えを持ってやっていただかないと、この先我々の地区は消え去るのみなので、ぜひ何回もくどいこと言って申し訳ないんですが、今後の計画の中で見直しの時期がありましたら、ぜひそれをお願いしたいと思います。

[小野会長]

今上野委員から地元に対しての非常に強い思いからのご意見だと思います。ただ今回は案件にあります報告事項となっておりますので、不明な点等についての質問でお願いしたいと思います。

他にございませんか。ないようですので、次に（継続審議）諮問第 1 号資料 1-2「新たに追加した項目」について事務局より説明をお願いいたします。

[鳥海都市計画課長]

説明いたします。73 ページと 74 ページをご覧ください。「4. 届出制度について」です。今後立地適正化計画が運用されると、町に対し誘導施設に係る届出や居住誘導に係る届出が必要となります。これは、都市機能誘導区域外における誘導施設の立地の動きを把握したり、居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため行うものです。届出のイメージは 73 ページ、74 ページに記載のとおりです。

次に 75 ページをご覧ください。「第 7 章 防災指針」です。近年、全国各地で激甚化・頻発化する自然災害により、人命や住まい、まち等に甚大な被害が生じています。このような状況を踏まえ、令和 2 年 6 月の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画に誘導区域内の住宅や誘導施設のための防災対策を示した指針を定めることが規定されました。第 7 章では、75 ページに示した「防災指針の検討フロー」に基づき、各種災害ハザード情報を分析し、災害リスクを可能な限り回避、あるいは、低減させるための取組を検討します。

76 ページをご覧ください。ここでは、検討フローのステップ 1 として、瑞穂町において発生する恐れのある災害情報について整理しています。災害の種別としては、土砂災害、洪水、内水、地震が想定されます。

77 ページでは土砂災害について、78 ページから 80 ページで洪水について、81 ページ、82 ページでは内水について、83 ページでは地震について、それぞれ災害情報を整理しています。

84 ページをご覧ください。ここでは検討フローのステップ 2 として、災害種別ごとのリスク分析を行っています。瑞穂町で想定される災害ハザード情報について、建物の分布、避難所、病院等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行っています。災害ハザード情報と重ね合わせる都市情報は 84 ページの表のとおりで、居住誘導区域を中心に分析を行っています。

それぞれの分析結果は、85 ページから 93 ページのとおりです。

94 ページをご覧ください。ここでは検討フローのステップ 3 として、防災上の課題の整理を行っています。94 ページでは土砂災害と洪水について、95 ページでは内水について、96 ページでは地震について、それぞれ災害リスクの高い地域ごとの防災上の課題を整理しています。

97 ページをご覧ください。ここでは検討フローのステップ 4 として、防災まちづくりの将来像及び取組方針を定めています。「5-1 防災まちづくりの将来像」ですが、本計画の第 3 章（P41）まちづくりの方針の中で、基本方針 3 として、「自然災害に強い安全安心な都市づくり」を掲げ、安全・安心に配慮した居住誘導を推進するものとしています。第 7 章の防災指針においても、地域ごとの課題の抽出を踏まえ、ハード・ソフトの両面により防災まちづくりを推進していくものとします。「5-2 取組方針」ですが、防災まちづくりの将来像の実現に向け、各地区の取組方針を表のとおりとし、災害リスクの回避や低減につとめるものとしています。

98 ページをご覧ください。ここでは検討フローのステップ 5 として、具体的な取組とスケジュールを表のとおり設定します。設定にあたっては、「瑞穂町国土強靱化地域計画（アクションプラン編）」における取組内容と整合を図りながら設定しています。以上が防災指針についての説明になります。

続きまして、99 ページをご覧ください。「第 8 章 計画の目標指針と進行管理」です。「1-1 目標指標設定の基本的な考え方」ですが、国が示す都市計画運用指針では、立地適正化計画の必要性や妥当性について、「計画の遂行により実現しようとする目標値を設定するとともに、目標値が設定された際に期待される効果についても定量化するなどの検討を行うことが望ましい。」とされ、評価にあたっては、「概ね 5 年ごとに施策の進捗状況や計画の妥当性等を評価しながら推進することが望ましい。」とされています。これらを踏まえ、本計画の方針と都市づくりの目標に基づいた定量的な目標指標を設定したうえで、定期的な評価と計画内容の見直しを行いながら、持続可能な都市の構築に取り組んでいくとするものです。「1-2 各分野の目標指標」ですが、本計画の第 3 章（P41）まちづくりの方針で設定したまちづくりの基本方針 1 から 3 について、それぞれ目標指標を設定しました。

次に、100 ページ「1-3 期待される効果」ですが、目標指標が達成されることにより期待される効果を、「評価指標」として設定します。こちらは、長期総合計画アンケートによる満足度として、第 5 次長期総合計画の後期基本計画策定に向けた住民意識調査の結果を掲載したいと考えています。

最後に、計画の進行管理・見直しについて、101 ページに記載しています。

なお、今後の予定ですが、本日の都市計画審議会ののち、11 月 21 日に省国土交通省のヒアリングを経て、素案をまとめ、12 月 15 日と 16 日に住民説明会を開催する予定です。住民説明会では、素案の概要と立地適正化計画公表後の届出等について説明します。なお、住民説明会とあわせて、パブリックコメントを 1 か月程度実施します。また、同時期に、庁内の各課および東京都に意見照会をかける予定です。

説明は、以上になります。

[小野会長]

事務局からの説明が終わりました。質疑等がありましたらお願いいたします。

[小川委員]

1点質問させていただきます。93ページと96ページに関連するのですが、「3.9 地震総合危険度×建物分布」となっています。地震が発生した場合の危険度が高いというふうに表示をされているのがむさし野2丁目ですが、96ページで「居住誘導区域内のむさし野2丁目周辺では、建物の耐震化、不燃化の促進や、地域の安全対策の取組が必要」と指定した理由をお聞かせください。耐震化や不燃化の取り組みが他の地域よりも遅れている建物が多い、あるいは集中しているという認識でよろしいでしょうか。そのような建物は町内全域に点在はしていると思いますが、このむさし野2丁目は密集してしまっているということですか。また、地震総合危険度というのは、地震そのものの危険度ということではなく、地震が発生したことによる建物の倒壊とか地震による被害が集中するであろうというふうに考えられる地域ということで解釈してよろしいでしょうか。

[鳥海都市計画課長]

まず93ページと96ページは下に出典を記載しているとおり、町独自で考えたというものではありません。ただ、ご指摘いただいた部分の説明文が出典からそのまま引用したものなのかどうか、この点については持ち帰りをさせていただければと思います。というのは、この計画を公表されたあとにここにお住まいの方がこれを見たときの心情がありますので、どのように表現すべきか検討します。ただこの図面自体はもう出展されているものなので、このまま掲載する予定です。

[小川委員]

この説明を見ると、軟弱地盤ということではないと判断していいのでしょうか。瑞穂町は強硬な地盤であると認識していますが、ここは町の外れになりますので、ここが中心部や山側とかと地盤が違うという解釈ではなく、あくまで建物の耐震化や不燃化の関係で危険度が高いと表示されているのか、そこもできればわかるようにしてください。地盤は関係ないというのであれば、そういう表示をしていただけるとありがたいです。

[上野委員]

98ページのインフラ整備と河川等の整備について申し上げます。元狭山地域は荒川水系が流れますので不老川から新河岸川、荒川と流れていきますが、今埼玉県

の方は 2 級河川になっていますが瑞穂町は町管理の普通河川です。どういう基準で普通河川と 2 級河川で分かれているのかわかりませんが、埼玉県の方は入間市の藤沢地区含めて今大規模な雨水調整池を造成していて、また、不老川の拡幅は今はまだ川越の市内で留まっていますが、進めているわけで、実は数年前にも駒形地区で大雨の時に下水道のポンプ場周辺含めて、逆流したりとか或いは雨水調整池に行くまでの管のマンホールが外れたということがありました。不老川水系も市街化区域含めた上流部の元狭山地域にありますので、その記述も入れた方がいいような気がします。

私も防災士の免許を取り、防災井戸の登録もしましたが、うちには発電機もありますので、いつでも付近の住民の皆さんに水を提供することができます。しかし一番問題なのは、どこのうちに防災井戸があるかの表示がないので、これはこれから検討課題だと思います。とりあえず不老川水系の整備も、町で将来的にずっとやっていくのか、この異常気象で今まではありえなかった雨水の被害が生じることがありますので、多摩川だけではなく入れていただければなと思っています。

[鳥海都市計画課長]

今のご意見に関しまして、それぞれ所管している担当課もございますので、終了後にこの意見を踏まえて調整します。この部分だけ何かしらの表記ができるか、また全体に波及するか、総合的な判断をしながら、ただご意見賜りましたので話はお伝えしていきたいと思います。以上になります。

[古宮委員]

今の上野委員の発言の内容と、先ほど私が言った居住誘導区域の近くに浸水した場所があったという話と関わりますが、瑞穂町のハザードマップから持ってきた浸水の深さや地域と、82 ページの東京都の基準の現況モデルとのずれがあると思います。瑞穂町のハザードマップは元狭山地域を除いては東京都が作ったものだと思いますが、元狭山地域についてはデータがないので、過去に起きた浸水事例の場所に印をつけたという作り方をしていたと思います。それが 82 ページのこの令和 6 年度では、元狭山地域以外で東京都が作ったものが令和 6 年度でそろったという認識でよろしいのかどうか。例えば今、長岡地区で大雨が降った時の浸水対策として長岡 1 号幹線という雨水対策をしています。それで、元狭山地域については先ほど上野委員が言われたように、不老川水系へ流すことを埼玉県と東京都で協議を多分していて、新河岸川からずっと改修を上げてきて、瑞穂町の方へつなげているというような状況で、今あるのだと思いますが、あと、この駒形の調整池を造ったタイミングと、それまで元狭山地域で起きたその浸水箇所みたいなもののどっちが先でどっちがあとなのか、浸水があった時と調整池を造ったあとと違っていうその辺のずれの補正は浸水の中で、事例としてしているのかどうか。そこを確認させてくだ

さい。

[岡田下水道課長]

ハザードマップと内水浸水想定区域について、このハザードマップは東京都が作成したデータをもとに町が作っています。確かに残堀川の方の水系でやっていますので、元狭山地域いわゆる荒川水系の方は表示が出ていないということで、ハザードマップには過去の浸水があったところに青表示で載せてあります。今回出しています全域的な内水浸水想定区域については下水道課で作成した図面ですが、細かい話になりますが、このハザードマップで言う「外水」という概念と今回うちでやっている「内水浸水」では少し条件が違います。内水については下水道管とか側溝を含めて総体的に網羅して、このぐらいの雨が降った時にどうなるかというモデルでやった時に黄色で表示し、これぐらい浸水するだろうという図面になっています。あくまで外水は川基準で作られているので、内水と外水の深さのずれ、多少のずれですね、ほぼ同じ区域に浸水するという絵にはなりません。この内水でやっている深さというのはあくまで想定で降らせた雨でやっているもので、実際の雨とはちょっと異なりますが、このぐらい浸水だろうという図面になっています。ただほぼということで今言ったように内水の場合もすべての下水、側溝も含めた、そういうのも想定してこれだけの雨を降らせたなら、この辺にこのぐらいの浸水がありますよという図面の作りになっています。

このハザードマップは更新をされていないと思います。多分調整池の方が先に造られて、その前に降ったものと、過去のデータを全部集約したものがこの青で表示しているので、最近の雨の降り方とかですと、多分、平成 28 年にあった大雨がこちらのハザードマップで表示されているのかなと認識しています。

[古宮委員]

元狭山地域で浸水箇所があったところと、駒形の調整池を造った前と後の比較をした場合、後の方は浸水した箇所が改善されているかどうかのチェックは現実わかっていないということなのかということです。二本木の字名で言うと杉並のところの扱いも変わってくるのかなと気になったので、チェックを入れていただけたらいいかなと思います。以上です。

[大野委員]

100 ページの住宅の耐震化率についてうかがいます。目標値が現状値以上となっていますが、現状値が令和 2 年度で 83.9%で、20 年間たって現状値以上ということで、備考欄に耐震化促進計画から持ってきているということなので変えられないのかもしれませんが、大体 1 年である程度建物を更新していったら、20 年間で建て替わるのがある程度進んでいくのかなと思うので、少なくとも現状値よりは上に

行くと思います。もし設定できるのであればもう少し上の数値が設定できるのかなと思ったので、意見として言わせていただきます。以上です。

[小野会長]

ほかにございませんか。ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

なお、本諮問については、継続審議とさせていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします

5 報告事項

[小野会長]

次第 5 報告事項「(1) 多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画(案)について」事務局からの報告をお願いいたします。

[長門交通政策モノレール推進課長]

ご報告します。まず趣旨についてです。町では、多摩都市モノレールの延伸後を見据えたまちづくりの方向性を示し、今後、協議をすすめるための基礎として「瑞穂町多摩都市モノレール新駅周辺まちづくり基本構想」を令和 6 年 3 月に策定しました。今年度は、基本構想を深度化し、新駅周辺まちづくり及び町全体のまちづくりとの連携について記載した「多摩都市モノレール延伸を契機とした瑞穂町まちづくり基本計画」を策定します。そのため、本年 8 月に素案を公表しました。また、住民意見募集を実施し、9 月には住民懇談会を実施いたしました。計画の概要等については、報告資料 1 によりご説明します。

1 ページをおめくりください。基本計画の目的や上位計画との関係を記載しています。

2 ページから 4 ページについては、多摩都市モノレールの延伸計画について記載しています。

5 ページから 14 ページについては、瑞穂町の現況として、人口分布や土地利用、主要道路の交通量、路線バスの運行状況等を記載しています。

15 ページから 25 ページについては、上位関連計画における記載を整理しており、東京都の都市計画における瑞穂町の位置づけ、東大和市・武蔵村山市・瑞穂町の 2 市 1 町で策定したモノレール沿線まちづくり構想、瑞穂町都市計画マスタープラン等における位置づけ等を説明しています。

26 ページは、仮称 No.6 駅周辺まちづくり基本計画として、基本構想で検討した、駅前空間のにぎわい創出や、土地地区画整理事業の早期完了、産業近代化拠点の形成や交通ネットワークの強化を掲げています。

27 ページから 28 ページでは、仮称 No.6 駅周辺のまちづくりの動向として、殿ヶ谷土地地区画整理事業や、新青梅街道沿道地区の地区計画を記載しています。

29 ページからは、将来にわたり持続可能な都市づくりを行うため、農業・商業・工業のデジタル化を軸とした、産業近代化拠点の形成について記載しています。

31 ページでは、交通広場の考え方、32 ページでは地域体育施設、33 ページでは、イノベーション創出ゾーン、35 ページでは産業育成ゾーン、36 ページでは農用地活用ゾーンの考え方を記載しています。

また、仮称 No.6 駅へのアクセス動線として、福生都市計画道路 3・5・23 号石畑中央線の整備を進めるため、事業の進め方について整理をしています。

41 ページからは、仮称 NO.7 駅周辺まちづくり基本計画として、基本構想で検討した、回遊性の向上、にぎわいの創出、駅前空間の再編や地域交流の活性化を掲げています。

42 ページからは、仮称 NO.7 駅周辺のまちづくり動向として、箱根ヶ崎駅西地区土地区画整理事業や箱根ヶ崎立体交差事業について記載しています。

44 ページからは、モノレール新駅設置に伴う駅前広場の改修や駐輪場の設置、また、JR 八高線と多摩都市モノレールを結ぶ連絡通路の設置について記載しています。併せて、町の玄関口としてのにぎわい創出を図ります。

47 ページについては、にぎわいや回遊性創出に向けた取り組みについて記載しています。

48 ページでは、西口公有地活用計画として、西口の顔となる空間づくりを誘導し、モノレールが開業するまでの当面の期間については、地域交流に資するための暫定的な活用を図ります。

49 ページにはこれまでの経緯を記載しながら、将来的な土地利用を決定するまでの流れについて記載しています。

50 ページについては、モノレール延伸と町全体のまちづくりとの連携として、現在の上位計画におけるまちづくりの方向性を整理しています。

つづいて、51 ページではモノレール新駅ができることについて、町全体としてどのような影響があるかを整理しています。

52 ページでは、モノレール延伸と連携して各地区のまちづくりを促進させるため、移動利便性の充実に図ります。具体的には、今後地域公共交通計画を策定し、検討を進めていきます。

53 ページでは、基本計画の実現に向けて、個別の事業を実施していくことを記載しています。

まちづくり基本計画についての説明は以上です。

[小野会長]

次に、報告事項「(2) 令和 6 年度瑞穂町都市計画関連事業について」事務局から報告をお願いします。

[岡田下水道課長]

令和 6 年 10 月末日現在の公共下水道事業概要を説明します。方向資料 2-1 をご覧ください。別紙図面の赤色矢印で示しました、長岡 1 号幹線布設工事（雨水）については、令和 4 年度から工事を行っております。

報告資料 2-2、1 枚目の進捗図をご覧ください。10 月末日の進捗状況ですが、発進側については、2 月 15 日から初期掘進を開始し、10 月 24 日に到達立坑（狭山池東側）にシールド機が到達しました。現在、到達立坑側については、各種設備の解体、搬出作業を行い、到達立坑側では、シールドマシンの解体、搬出作業を行っており、11 月中旬から発進立坑部の防音ハウス解体、搬出作業の開始予定です。また、進捗図の③箇所・④箇所については、推進工の山留が完了し、12 月から推進工の着手予定となっています。

報告資料 2-2、1 枚目の裏面、2 枚目は 10 月 24 日現在、発進部のハウス内状況並びに、到達部はマシーン到達の写真です。

また、7 月に募集した現場見学会を 8 月 24 日土曜日に午前、午後の 2 回実施しました。63 名の参加をいただきました。説明は以上です。

[小野会長]

事務局からの報告は以上です。ただいまの報告についてご不明な点がありましたらお願いします。

[上野委員]

仮称 No. 6 駅の近くに予定されている地域体育施設について、これはもう決まった話なのかわかりませんが、今の中央体育館が非常に長い年月が経っていて、また中央体育館という名前だけで実は他の市の地域体育館程度の大きさしかない。大きな大会を全く開けない。そして駐車場も非常に台数も限られているため、スポーツ団体がある程度の規模の大会を開催するには駐車場がなくて難しいという状態です。新しい体育館に建て替えるのは非常に結構だと思うのですが、コンパクトシティを目指すなら駅周辺にいろんな町関連の施設含めて集中させて、そこに行けばいろんな住民サービスが受けられ、健康的なこういう施設も利用できるという方向に持っていかなければならないと、例えば元狭山地域の方はコミュニティバスを乗り換えなければ来られないです。郵便局が移転した時も元狭山地域の人達は非常に困りました。どんどん施設が遠くなる一方で、元狭山地域には人ににぎわいをもたらすような施設は全くない。ある程度コンパクトシティを目指すなら駅周辺に拠点施設を設けて、コミバスやデマンド交通含めて、利用度が高まるような施策をしないと、乗り換えていくなんてことはもう無理です。寿楽もそうですし図書館もそうですけど、山の裾の方に立派な施設を造っても 1 回では行けない。自分で車を運転できる人はいいかもかもしれませんが、公共的なものを造っても乗り換えなければ行けな

いのは非常に不便です。もしやるとしたら例えば、羽村市は体育館の隣に直売所がありますので、駐車場は共通で使い、催し物を開催する際には互いに動員力が見込めます。報告資料 1 の 36 ページに「農用地の活用について、スマート農業の推進をはかる」と書いてあるその拠点整備の中にも直売所と書いてありますが、直売所をやるとしてもやはり駐車場の問題があります。瑞穂町の施設整備は、ある程度集約化して公共交通が接続できるということを考えていかないと、非常に分散してしまってその維持経費もそれなりにかかるでしょうし、これから武蔵地区の農地をどうするかというのは農業委員会にも相談があるかと思いますが、どのようにして農用地を活かすかということを含めて、いろんな人が来て最終的に地域にお金落ちるような拠点整備をする必要があると思います。そういう視点が全く欠けているような気がします。体育館を造ったとしても各コミセンでできるようなことはコミセンでやっちゃうだろうし、どのような地域体育館を建設予定なのかこの文章からはうかがえないので、ぜひお聞きしたいと思います。

[長門交通政策モノレール推進課長]

地域体育施設については記載の通り中央体育館の現状などを踏まえてここに地域体育施設を整備するという構想でございますが、具体的な規模、大会が開けるものとするかどうかといった点やその整備のためのスキームなども含めて、現時点で未定です。それは今後、個別具体的な事業を検討していく中で決定していくものと認識しています。また、委員のおっしゃるとおり、そこにアクセスする公共交通も重要だというふうに考えています。先日 10 月の地域公共交通会議から検討を開始した「地域公共交通計画」、これは令和 6 年から 7 年にかけて検討して策定しますが、この中では現在の瑞穂町の課題に対応していくとともに、モノレール延伸後の公共交通の姿を見据えて、その時の公共交通がどうあるべきかということを議論してまいりますので、そちらもあわせて連携させていき、モノレール延伸の効果をさらに高め町全体を発展させていくという方向で考えていきたいと思っています。以上です。

[上野委員]

瑞穂で一番少ないのは東京都の投資です。東京都の施設は瑞穂農芸高校があるだけで、六道山公園がありますが六道山公園は水道局の用地が含まれていますから、ある程度散策する場所も限られていて、せっかく豊かな自然があるのになかなか親しむ状態にないです。東京都の施設もほとんどないわけで、瑞穂町は基地があるために町の発展が阻害されているということなので、国・都から資金を調整して集客できる施設を考えるという方向に持ってかないといけないと思います。ひとつ参考になるのが、沖縄に嘉手納基地がありますが、嘉手納町の道の駅は、下が物販店、2 階がレストラン、3 階が嘉手納基地を見られる展望塔になっています。そこに年間 100 万人近いお客さんが来場するようです。瑞穂町にも飛行機マニアがたくさん

来て、土曜、日曜には武蔵地区の農地や道路はカメラを持った人でいっぱいになり、パトカーを要請するようなこともあります。瑞穂町も国や都の力を借りてそういう集客施設を造るような方向でやっていかないと、今のままだと年間何万人のお客さんが来てくれるのかほとんど計算もできないと思います。例えば、三沢基地のところへ行くと米軍の博物館があります。それから航空自衛隊の浜松基地にも国が造った航空博物館があり、陸上自衛隊の朝霞駐屯地には戦車等含めたいろんな展示の施設があります。

というので、横田基地がある前提でまちづくりしなければならないこの瑞穂町にとっては、そういう施設を逆利用するような、国の費用でどうだとか、嘉手納町も施設をやっていますし、運営は第3セクターとなっていますが、そういう形も含めてもうちょっと大胆な発想で仮称 No.6 駅を造り、新しいまちづくりをするなら単純に地域体育館という構造ではなく、もっと大勢の方々が瑞穂町に来てくれるような視点も必要じゃないかと思います。東京都はモノレール以外で瑞穂町にほとんどお金を投資していません。あきる野市には、市役所のそばに人が大勢いる秋留台公園があります。地域体育館や農地がこのままだと、お客さんはよそからたいして来ないと思います。何をもって人を引きつけ来ていただくかということを中心にして考えてください。採算性をどの程度計算しているのかわかりませんが、箱根ヶ崎の駅だってお客さんが分散してしまったら両方ともお客さんが増えません。バックにある地域が充実して行ってみたいなというまちづくりをしていかないとならないと思います。この辺はモノレールができるまでの課題だと思うので、ぜひ考えていただきたいと思います。お考えがありましたらお聞かせください。

[横沢都市整備部長]

今上野委員から言われたような内容を計画の中でもう少しわかりやすく表記したり、また、交通政策モノレール推進課長が先ほど申し上げましたように今度はこれをもとにいかに瑞穂町にあったものを作るのか、それから当然東京都や国とも連携をしながら、瑞穂町の財源ですべてできませんので、そういったものも考えながら着実に進めていきます。東京都は2030年代半ばにはモノレールを通すと言っておりますので、まちづくりも待ったなしです。毎日毎日ここまで進めなければというような話をしている段階ですので、これは地域の皆様の意見を聞きながら、また東京都や国と連携しながら一生懸命進めていきたいと思っています。ただ我々はもうちょっと住民の方にもわかりやすい資料を提示できるようにこれは努力したいと思っています。以上です。

[古宮委員]

この資料の51ページの仮称 No.7 駅の中で、「箱根ヶ崎駅は、鉄道では現状で高麗川方面の移動しかできず」という文面が変じゃないかと言ったことが確かあった

と思います。リニア中央新幹線だって今度横浜線橋本駅の辺りにできて、八高線を使って八王子からそっちへ行くことができます。モノレールから箱根ヶ崎、八王子、橋本駅という流れが可能になりますので、高麗川方面にしか移動できずというこの書き方は変更してもらった方がいいのかなと思います。以上です。

[長門交通政策モノレール推進課長]

委員のおっしゃるとおり日本語としてちょっとおかしいなという部分がございますので、こちらは素案が取れる時にはしっかり直すようにします。以上です。

[小野会長]

他にございませんか。ないようですので報告事項について報告了承とさせていただきます。

6 その他

[小野会長]

次第 6 その他ですが、事務局からございますか。

[鳥海都市計画課長]

次回の都市計画審議会の予定についてお知らせいたします。次回の審議会は、パブリックコメントを実施した後、2月か3月頃の開催を予定しています。その際、立地適正化計画の最終案について答申をいただく予定です。以上です。

[小野会長]

他にございませんか。ないようですので、その他といたしましてはこの程度に止めます。以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。委員の皆様にはご意見をいただきありがとうございました。

7 閉 会

[横沢都市整備部長]

以上をもちまして、令和6年度瑞穂町都市計画審議会第3回を閉会といたします。長時間ありがとうございました。